

ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書

少子高齢社会が急速に進展する中、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、通院や買い物など日常生活を送るために、地域の公共交通は欠かせないものとなっている。中でもタクシー事業は、利用者の個々のニーズに柔軟に対応でき、安心・安全で便利な移動手段として、多様化する利用者のニーズに応えるために、様々なサービスに取り組んでおり、地域住民にとって重要な役割を果たしている。

一方で、政府においては少子高齢化という困難に立ち向かい、更なる経済発展を実現するため、規制改革を積極的に推進しており、その一つとして、自家用車により有償で旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」など新たな交通サービスの実現について、幅広く議論を進めているところである。

しかしながら、ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令上の課題が多くあることから、導入には慎重な議論が必要と考える。

以上のことから、地域住民により一層の安全・安心な公共交通サービスが提供される施策の推進を求めるとともに、多くの問題点のあるライドシェアの導入については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

記

- 1 安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアの導入については、慎重に対応すること。
- 2 地域において重要な役割を担っているタクシーやバス、鉄道などの公共交通サービスを利用者が安心して利用できるよう、諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月7日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

様